

でんさい® ご利用のポイント

「でんさい®」は株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

1 利用準備(支払利用)

支払開始までのステップ

STEP 1 利用の検討



コストメリットの試算

手形とでんさいの諸費用を確認
※金融機関によって異なります。



社内事務・会計システムの確認

でんさい支払開始までのスケジュールの立案や
支払条件等の検討、支払事務・会計処理等の確認



社内決定

社内全体で意思を統一し、メリット等を共有

STEP 2 取引先への案内



取引先への案内

案内状を F A X 送信や手形郵送時に同封



回答の取りまとめ

取引先の「利用者番号」と
「決済口座情報」を集計・管理

1 利用準備(支払利用)

支払開始までのステップ

STEP 3 利用準備



でんさいの利用契約

取引金融機関へのお申込み、契約形態の確認



初期設定

でんさいを取扱う権限者等の設定、
取引先情報の登録



社内事務・会計システムの整備

STEP 1 をもとに、各種整備

1 利用準備(支払利用)

支払開始までのステップ

STEP 4 支払開始



支払テスト

グループ企業や親密先への振出



本格的に支払開始

(支払開始後)



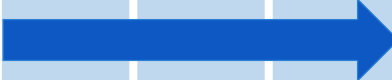
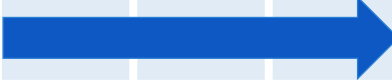
他の取引先への案内



既存の手形支払先への 継続的案内

利用準備(支払利用)

- でんさいの支払開始には導入決定から、概ね1か月～6か月程度要しています。

対応事項(例)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	～
検討開始									
でんさい導入の社内決定									
取引先への説明・意向確認									
でんさいの利用契約締結									
初期設定									
社内事務・会計システムの整備									
支払テスト									
本格稼働									

※対応事項および期間は、経理処理方法（自動消込の要否）、導入している会計ソフト（でんさい対応の要否）等により異なります。

利用準備(支払企業→受取企業への調整)

- 多くの企業で、でんさいへの支払方法切替の案内状およびパンフレット等を取引先に送付し、支払条件等の調整をいただいています。

※取引先に送付するパンフレットを無償で提供しています。

Point

「でんさい」への切替率が高い企業からは、
①社内周知、②取引先への継続的な案内
対応がポイントになるとの声をいただいています。

支払企業→受取企業への案内状サンプル

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

お取引先様 各位

〇〇〇〇〇〇〇〇

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社においては、お取引先様への代金の支払について、約束手形および振込を利用しておりましたが、〇〇〇〇年〇〇月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払いを開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1「『でんさい』での支払条件について」をご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や振込等に代わる新たな決済手段として、株式会社金融電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいネットについて」をご参照ください。

つきましては、「でんさい」による支払について、貴社のご意向を確認させていただきたく、別紙3「『でんさい』による支払について」をご記入いただき、同封の返信用封筒または FAX（ - - ）により、〇〇月〇〇日（〇）までに、ご送付いただきますようお願い申し上げます。

本件、お手数をおかけいたしますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【お問い合わせ先】
〇〇部 〇〇（ ）、〇〇（ ）
電 話 - -
メー ル

STEP 1案内状が
届く**内容の確認**

でんさいへの切替時期、
金融機関手数料の有無等の確認

STEP 2 利用の検討



コストメリットの試算

手形とでんさいの諸費用を確認

※金融機関によって異なります

当事者間の合意で領収書をなくすことも可

※領収書を発行する場合でも、でんさい支払であることを記入すれば非課税



社内事務・会計システムの確認

支払条件や会計処理等の確認



社内決定

社内全体で意思を統一し、メリット等を共有

STEP 3でんさい
契約・回答**でんさいの利用契約**

取引金融機関へのお申込み

**回答書の返送**取引先に「利用者番号」と、
「決済口座情報」を回答

STEP 4 利用準備・ 受取開始



初期設定

でんさいを取扱う権限者等の設定



社内事務・会計システムの整備

STEP 2をもとに整備



受取開始

(受取開始後)



他の取引先への案内

請求書や領収書郵送時に同封、FAXでの送信等

- でんさいの受取開始には、支払企業からの案内状受領後、概ね1か月～3か月程度要しています。

対応事項(例)	1月	2月	3月	～
支払企業からの案内状受領、導入検討（支払条件の確認等）				
でんさい導入（受取）の社内決定				
でんさいの利用契約締結				
でんさい受取可能の回答送付（利用者番号・決済口座情報の通知） ※支払企業情報の登録（指定許可機能を利用する場合）				
でんさいの受取開始				

※対応事項および期間は、経理処理方法（自動消込の要否）、導入している会計ソフト（でんさい対応の要否）等により異なります。

- 受取企業から支払企業に案内する企業も多くいらっしゃいます。

Point

過去に「でんさい」の受取を断っている場合でも、その後、利用を開始した際には、当該支払企業に「でんさいの受取が可能となった」旨を改めて連絡することをおすすめします。

その際、案内状で連絡する以外に、請求書などに利用者番号を記載し、取引先に案内する企業も多くいらっしゃいます。

受取企業⇒支払企業への案内状サンプル

でんさい受取対応開始の案内状サンプル

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

お取引先様 各位

〇〇〇〇〇〇〇〇

「でんさい」の利用開始について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社においては、債権管理業務の安全性向上と業務効率化の観点から、お取引先様の代金の支払いについて、「でんさい」に対応できるようにいたしました。

※「でんさい」は、株式会社金融電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権のことです。利用イメージについては、別紙「でんさいネットについて」をご参照ください。

つきましては、貴社において「でんさい」によるお支払いをご希望される場合は、下記の弊社担当部署までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社担当部署
部 署：
担当者：
電 話：
FAX：
メール：

2. 弊社の利用者番号および決済口座情報

利用者番号										
決 算 口 座	金融機関名					金融機関コード				
	支 店 名					支店コード				
	口座種別	口座番号				口座番号				
	変更可能時期									

以 上

- でんさいの発生・譲渡時には、請求者Ref.Noとして、任意の英数字（40桁）を入力することが可能です。
- 請求書番号などを入力することで、何の支払であるかの確認が容易になります。

〈債務者（支払企業）から債権者（受取企業）へ送るでんさい情報のイメージ〉



X社
(債務者)

債権金額	10,000,000円
支払期日	20xx年9月30日
債務者情報	X社
債権者情報	Y社
Ref. No	40桁の英数字（任意） →請求書番号などを入力



Y社
(債権者)

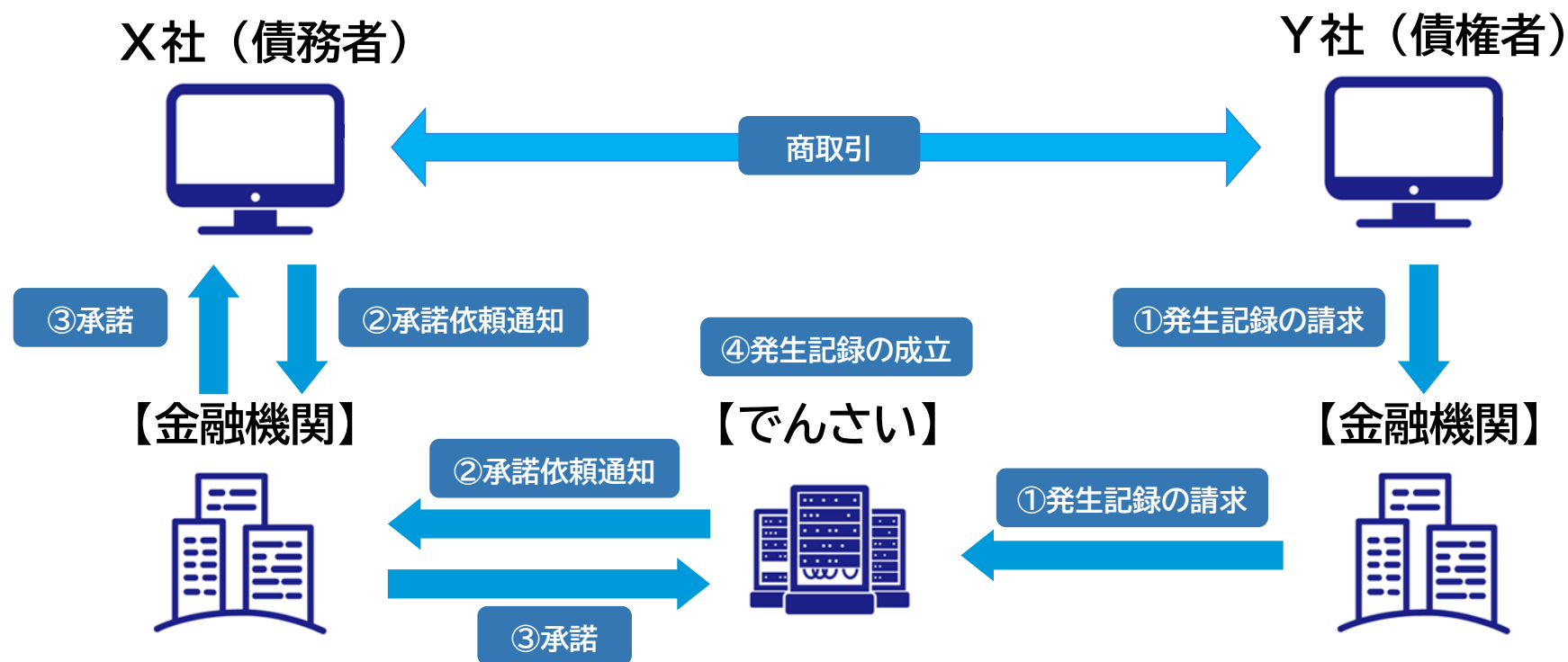
- ・ Y社（債権者）は、請求書番号が付随していることで、消込が効率化できます。
また、複数の商取引（請求書）を1つのでんさいで発生させた場合でも消込に迷いません。
- ・ X社（債務者）も、どの商取引の支払かあとから簡単に確認できます。

3

利活用(債権者請求方式)

- 債権者請求方式とは、でんさいの発生記録請求を、債権者が請求し、債務者が承諾する方式です。

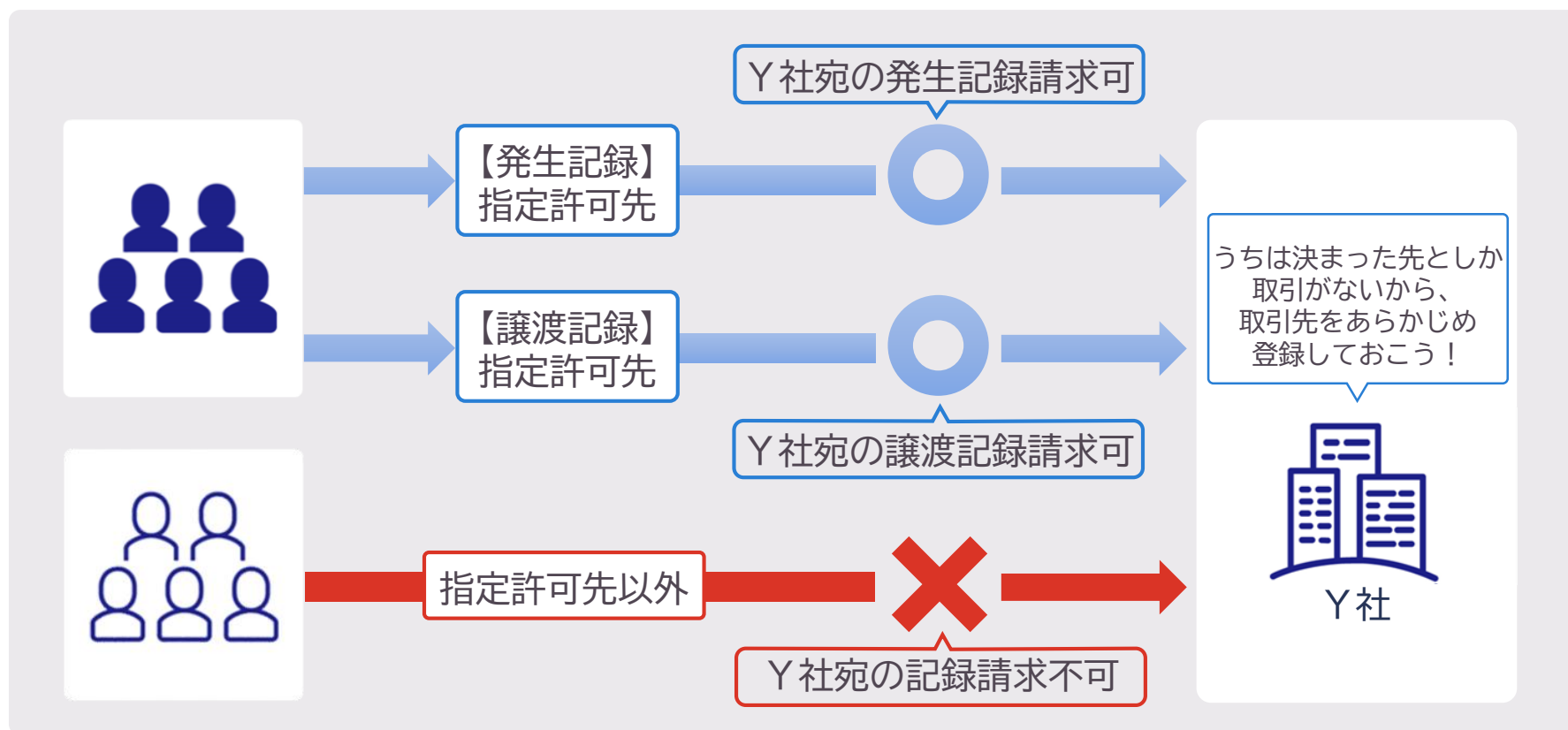
〈債権者請求方式の取引イメージ〉



否認または未承諾で5銀行営業日経過⇒発生記録不成立

- ・ 支払企業（X社、債務者）は、でんさいの発生忘れの防止ができます。
- ・ 受取企業（Y社、債権者）は、自らでんさいの発生を管理できるため、消込負担がなくなります。

- 記録請求を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。この機能により、取引先以外からの誤請求を防止することができます。



※金融機関により取扱可否が異なります。利用にあたっては、事前に「指定許可先」を登録しておく必要があります。

株式会社〇〇社 様

【利 用 者 番 号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク



貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。

なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記録されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日

2016年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座

A銀行B支店

当座 0011223

注 一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残 高

(1)債権残高	件数合計	2 件
	残高合計	300,000,000 円
(2)債務残高	件数合計	1 件
	残高合計	200,000,000 円
(3)電子記録保証残高	件数合計	1 件
	残高合計	100,000,000 円
(4)特別求償権残高	件数合計	1 件
	残高合計	50,000,000 円
(5)求償権残高	件数合計	0 件
	残高合計	0 円

以 上

■ 「残高証明書」を利用することで、**基準日の残高確認が容易**となります。

■ 「残高証明書」には、基準日時点でお客様が債権者・債務者等として記録されている**「でんさい」の合計件数・金額等**を掲載しています。

※手形の場合、振出分について手形帳の控えを集計し、受取分については取立手形の残高証明書を取得する必要があります。

Q【受取利用を検討されている方】

取引先から「でんさい」で支払いたいと言われた。何から始めればいいか。

A 取引金融機関に、利用の申し込みをしてください。金融機関から「利用者番号」が通知されたら、取引先に御社の利用者番号と入金口座(金融機関コード・支店コード・口座科目・口座番号)をお伝えください。

Q【受取利用を検討されている方】

取引先(支払側)が「でんさい」を発生させたと言っているが、分かる方法はあるか。支払期日まで何もしなくていいのか。

A 取引金融機関を通じて発生記録通知が届きますので、でんさいの画面上等で内容に誤りがないかをご確認ください。

そのままにしておくことで、支払期日にご指定の口座に自動入金されます。

Q【支払利用を検討されている方】

「でんさい」を今までは受取で利用していたが、今後は支払でも利用したい。何か手続が必要か。

A 現在の利用契約が支払でも使える契約形態かご確認ください。「受取のみ」となっている場合は、取引金融機関で債務者利用のお手続きをしてください。

※その他にも当会社ウェブサイト上で、よくある質問とその回答をご紹介しますので、でんさいネットウェブサイト「よくあるご質問」ページをご参照ください。